



放課後児童クラブ 会計規則



令和5年11月
中津市



会計規則事項

- ① 現金の取扱いに関すること
- ② 給与支給の銀行振込み必須化
- ③ 役員報酬の支出
- ④ 職員の飲食費
- ⑤ 余剰金の処理
- ⑥ 備品台帳の整備
- ⑦ 保護者等への決算の公表

この規則における用語の定義

○ 会計区分

- 同一の運営法人(団体)における、異なる事業ごとに損益を計算するために分けられた会計の区分。一般にセグメント会計と言われるもの。
- 放課後児童クラブにおいては、運営費に係る会計とおやつ代等それ以外の会計の2種類の会計区分に分けて運営する必要がある。

○ クラブ会計

- 運営費に係る会計区分と、それ以外の会計区分を合わせたもの。

①現金の取扱いに関すること

○小口現金の保有限度額:10万円以下

- ただし、突発的な大型支出時等はこの限りでない。
- 保有限度額は、各会計ごとの限度額とする。

○会計区分が複数ある場合、通帳を分けること

○現金を受領した場合、その都度、領収書を発行する

- 保護者から直接現金で保育料等を受領した場合、またはその他何らかの現金を受領した場合は、**その場で相手方に領収書を交付。**

②給与支給の銀行振込み必須化

- 支援員等への給与は、必ず銀行振込にて支給すること
 - 現金手渡しでは支給しないこと。

③役員報酬の支出

- 原則、クラブ会計から支出することはできない。
 - ただし、役員が支援員として勤務した時間に対し、給料を支給することは可能。その場合、賃金台帳の整備も行うこと。
 - また、児童クラブの運営のみの単一会計運営法人(団体)については役員報酬の支出は可能。

④職員の飲食費

○会議開催時のお茶代のみ会議費として支出可能

- 支援員会議等におけるお茶代に限り、会議費として計上できる。
その他の飲食費(飲食店における飲食、弁当やお菓子等食べ物の購入、会議時以外の飲み物の購入等)については、クラブ会計からの支出不可。

⑤余剰金の処理(運営費に係る会計区分)

○処理については、①繰越金、②積立金、③本部会計へ振替の3つである。

- ①～③の詳細については、次ページのとおり。

⑤余剰金の処理

①繰越金

- 次年度のクラブ運営費として繰越

②積立金

- 将来の特定の費用発生に備え、使用の目的(修繕費、人件費等)及び毎年の積立予定額を明確にして資金を積み立てるもの。
- 積立金は専用口座に預けること。

③本部会計へ振替

- 児童クラブ以外の事業を行っている場合に、本部会計へ振替するもの。

※ただし、事業費総額が中津市からの委託料収入に満たないときは、委託料から事業費総額を差し引いた金額を中津市へ返還するものとする。

⑥備品台帳の整備

○取得価額が3万円以上のものを備品とし、備品台帳に記載すること。

○備品にはシールを張り、管理を行うこと。

- 児童クラブ名、備品番号、購入年度、備品名をシールに記載。シール例は右のとおり。

| ●●児童クラブ備品 | | | |
|-----------|------|------|------|
| 備品番号 | 001 | 購入年度 | 令和2年 |
| 備品名 | パソコン | | |

○備品を廃棄した場合、備品台帳から削除する。

- 紛失と判明した備品は、台帳の廃棄年月日欄に「〇〇年度紛失・月日不詳」と記載。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、省令で定める耐用年数を経過せずに廃棄・紛失した場合は、残存年数に応じて委託料の返還が生じる場合があることに留意。

⑥備品台帳の整備～備品台帳の様式と記入例～

(備品台帳様式)中津市放課後児童健全育成事業

備品台帳(記入例)

| 番号 | 品目 | 数量 | 購入年月日 | 購入金額 | 保管場所 | 廃棄年月日 | 廃棄理由 | 備考 |
|----|--------------------------|----|----------------------|-------------------|----------|-----------|--------|----|
| 1 | デジタルカメラ(〇〇社製) | 1台 | 2012/9/15 | 35,000 | 事務所内ロッカー | | | |
| 2 | ノートパソコン(〇〇社製) | 1台 | 2013/3/10 | 78,750 | 事務所内 | 2023/5/25 | 老朽化のため | |
| 3 | 事務用机 | 2台 | 2020/4/26 | 103,000 | 事務所内 | | | |
| 4 | 冷蔵庫 | 1台 | 2020/4/26 | 61,200 | 事務所内 | | | |
| 5 | ノートパソコン(〇〇社製) | 1台 | 2023/5/12 | 65,000 | 事務所内 | | | |

※取得価額が3万円以上のものを備品とする。

⑦保護者等への決算の公表

○承認された決算報告書は、保護者などの利害関係者に必ず公表すること。

➤ 運営費及び運営費以外の実費徴収(おやつ代など)等、クラブ会計の全てについて公表を要す。

○公表方法は、原則、保護者に配布する方法とする。

➤ 保護者会等で決算報告書を配布または送付する等。

こども
まんなか

中津市健康福祉部子育て支援課